

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に定める。

2025年（令和7年）3月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部を改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、学校体育施設の開放を利用することができる団体の代表者に茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者を追加するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「この市の区域内に居住している」を「前号ア又はイに該当する」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年教委規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用することができるもの)</p> <p>第7条 開放校の施設（以下「開放施設」という。）を利用すること（照明設備を使用して開放施設を利用することを除く。以下「一般利用」という。）ができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）で一般利用をすることができる団体として登録を受けたものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。</p> <p>ア この市の区域内に居住している者</p> <p>イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者</p> <p>ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者</p> <p>(3) 団体の代表者が18歳以上で、かつ、<u>前号ア又はイに該当する者</u>であること。</p>	<p>(利用することができるもの)</p> <p>第7条 開放校の施設（以下「開放施設」という。）を利用すること（照明設備を使用して開放施設を利用することを除く。以下「一般利用」という。）ができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）で一般利用をすることができる団体として登録を受けたものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。</p> <p>ア この市の区域内に居住している者</p> <p>イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者</p> <p>ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者</p> <p>(3) 団体の代表者が18歳以上で、かつ、<u>この市の区域内に居住している者</u>であること。</p>